



一般社団法人 相模原青色申告会からのお知らせ

電話 (042) 756-4104
FAX (042) 753-5836

平成31年分(令和元年分)の決算申告がまだお済みでない方は、混雑を避けるために相談などは年内中にお済ませいただきますようご協力をお願いします。
記帳のご相談(帳簿などの記入方法・やよいの青色申告の入力方法など)は11月30日で終了です。

記帳確認 個別 指導会【予約制】

皆様が1年間苦勞して記帳した帳簿等の内容を確認させていただき指導会です。この指導会期間中に、**正しく記帳されていると確認を受けますと、令和3年1月13日～3月15日(所得税)の期間の先行予約ができます。**下記カレンダーの色のついた開催日以外は、先行予約はできませんのでご了承ください。
なお、12月1日以降の記帳の仕方の相談(決算修正を除く)はお断りいたしますのでご了承ください。

- <持ち物> ◎現在記帳されている全ての帳簿(なるべく近日まで記帳がしてあるもの)
 ◎令和2年分月別総括集計表(簡易簿記の方)
 又は、合計残高試算表(複式簿記の方)
 ◎やよいの青色申告(弥生会計)をご利用の方は、ノートパソコン
 又はバックアップデータを保存したUSBフラッシュメモリー等
 ◎事業用固定資産の購入等でご不明な点があればその資料(車両購入の注文書など)
 ◎事業用預金通帳等
 ◎平成30年・31年分(令和元年分)の所得税申告書(控)青色申告決算書(控)
 (白色申告の方は収支内訳書)(ある方のみ)

消費税事前 個別 相談会【予約制】

初めて消費税事業者になる方は、必ずこの相談会にお越しください。
 この相談会では・・・
 ①消費税申告の計算方法の選択(一般課税か簡易課税)をします。特に**令和3年分が課税事業者となられる方で、簡易課税制度の選択(取止め)をされる方は、令和2年12月末日までに届出書を提出しなければなりません。**計算方法の選択によっては、納付すべき消費税額に大きな差が生じる場合があります。
 ②消費税の計算方法の違い(一般課税か簡易課税)によって記帳の方法が異なりますので、ご相談願います。

- ※次の①又は②に該当する方は、令和3年分が消費税課税事業者になります。
 ①平成31年分(令和元年分)の課税売上が1,000万円を超えた方。
 ②令和2年1月～6月までの課税売上が1,000万円を超えた方で、かつ給与等の支払額の合計額も1,000万円を超えた方。
 <持ち物> ◎過去に提出された消費税関係提出書類の控 ◎認印(シャチハタ不可)
 ◎平成30・31年分(令和元年分)の所得税申告書(控)青色申告決算書(控)
 (白色申告の方は収支内訳書)
 ◎消費税の申告をされた方は、平成30・31年分(令和元年分)の消費税の確定申告書(控)
 ◎令和2年分の帳簿等(月別総括集計表または、合計残高試算表も含む)

予約してご来局ください!

予約電話番号 042-756-4104 (11月・12月のみ) / 予約受付時間 9:30~11:30 13:30~15:30

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

予約時間帯: 9時・10時・11時・13時・14時・15時

※指導時間は、お一人50分以内

11/11(水)・12/15(火)の高相合同庁舎は10時からです。

桃色 高相合同庁舎のみ

青色 青色会館のみ

緑色 青色会館・高相合同庁舎同時開催

年末調整 個別 指導会【予約不要】

従業員や青色専従者給与の支払いのある事業主の方へ

「年末調整」は、青色事業専従者や従業員（パート・アルバイト含む）を雇用する事業主の方が必ず行わなければならない源泉徴収した所得税の精算を行う事務手続きです。これは、従業員等の確定申告の性質を持っています。計算方法等に関する不明点や不安などがある方は必ずこの指導会でご相談ください。

会場	日付	受付時間
青色会館 中央区中央 3-11-5	令和3年1月5日(火) ～12日(火)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:30
高相合同庁舎 南区相模大野 6-3-1	令和3年1月6日(水) 7日(木)・8日(金)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:30 <1月6日(水)のみ 午前 9:30>

※1月4日(月)は指導会を開催していません。

※お越しの際は、近隣駐車場をご利用頂くか、公共交通機関をご利用ください。

※各用紙とも記入できる範囲で記入して来場をお願いします。

- <持ち物>
- ①事業主の認印（シャチハタ不可）
 - ②事業主の個人番号カード（マイナンバーカード）の両面コピーまたは、マイナンバーの通知カードおよび身元確認書類（運転免許証など）のコピー
 - ③事業主のe-Taxで使用しているUSBメモリおよび利用者識別番号等の通知（本会よりお渡ししている青いクリアファイル）
 - ④令和2年分給与と所得・退職所得に対する所得税の源泉徴収簿
 - ⑤令和2年分扶養控除等申告書（個人番号（マイナンバー）を記入したもの）および、従業員等の配偶者や扶養親族に給与等の収入がある方はその金額（見込額）がわかるもの（扶養控除等の適用判定に必要です）
 - ⑥令和2年分給与と所得者の保険料控除申告書 および、従業員等が加入している生命・介護・個人年金・地震（長期損害）保険等の控除証明書
従業員等が加入している小規模企業共済等、国民年金（基金含む）の控除証明書
従業員等が支払っている国民健康保険税等の金額がわかるもの
 - ⑦令和2年分給与と所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書（事前に従業員等へ配布し記入して指導会へご持参ください。）
 - ⑧納付書「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」
 - ⑨従業員等に令和2年中前職があり、年末調整をする場合には、その前職の給与の源泉徴収票
 - ⑩従業員等が住宅借入金等特別控除（2年目以降のみ）を受ける場合には、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書及び住宅借入金残高証明書
 - ⑪平成31年分（令和元分）の上記④から⑧の記入済みの用紙（ある方）

<その他> 事業主の確定申告をされる際に、この指導会で作成した源泉徴収簿が必要となりますので、大切に保管し決算・申告指導会に持参願います。

この指導会期間中は記帳に関する相談はご遠慮ください。

来場される皆様へお願い

○来場当日○

発熱・咳等の症状がみられる方は、来場を控えるなど体調を確認の上、お越しいたさずようお願いいたします。なお、マスクの着用、咳エチケット、手指の消毒など、感染症対策の徹底をお願いいたします。（マスクは各自でご用意をお願いいたします。）また、感染拡大防止のために、混雑時は入場を制限させていただく場合がございます。※今後、感染者数の増加や行政の方針などにより変更または営業を見合わせることもございます。変更や営業を見合わせる場合は、当会ホームページ上にてお知らせいたします。来場前に当会ホームページをご覧くださいか、お電話でご確認いただきますようお願いいたします。

税理士による無料相談【予約制】

<日時> 11月10日(火) 午後1時30分～（1組30分程度）
<会場> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話相談となります。
〔対面相談が可能となりましたら予約いただいた方へ〕
ご連絡いたします。会場は青色会館2階となります。〕

- <申込み> 相談日の1週間前までに電話にてご予約ください。
<定員> 先着4名
<相談内容> 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・消費税等の税務に関する個別相談
<相談員> 本会 税理士部会会員
<その他> 税理士関与されていない方が対象です



減価償却資産の登録<新規・変更（購入・売却・廃棄等）>

のご案内【予約制】

当会では、会員の皆様の*減価償却資産（青色申告決算書3ページ目に記載する情報）の登録（任意）を当会のコンピューターにて無料で行ってまいります。減価償却費の計算後、確定申告時期にお渡しいたしますので、皆様のお手間がかからなくなります。12月までに登録・変更の資料をお持ちいただいた方は、減価償却費の計算後の用紙は、1月中旬以降にお渡しできます（印刷代10円/1枚）。ぜひお早目に登録のご協力をお願いいたします。

- <対象者> 減価償却資産を新規に登録希望の方、又は変更（購入・売却・廃棄等）した方
<持ち物> ○平成30年・31年分（令和元分）青色申告決算書控等（白色申告の方は収支内訳書）（ある方のみ）
○令和2年中に新たに減価償却資産の購入等をした方は、その明細（購入日・金額等）のわかる書類【注文書・請求書など】

*減価償却資産とは、事業用として購入した取得価格10万円以上の資産（建物・建物附属設備・工具器具備品・車運搬具など）で使用可能期間が1年以上の物を指します。【例】：建築した建物・給排水設備等・自動車・パソコンなど

減価償却資産を登録するメリット

- ①面倒な減価償却の計算から解放されます。
- ②減価償却制度の改正などに対応します。
- ③決算書の作成指導が短時間で済みます。
- ④計算ミスや記載間違いなどが軽減されます。
- ⑤原則として費用は用紙の印刷代のみです。